

すまいに関する補助金

木造住宅の耐震化や町産木材の利用促進などに助成制度があります。制度を利用されるにあたって、助成の条件がありますので 担当課に必ずお問い合わせください。

仁淀川町役場各担当課

企画振興課:35-1082
総務課 :35-0111
農林課 :35-1083
町民課 :35-1088

企画振興課



移住者住宅改修費等補助金

- ①移住者の方
- ②移住者向け賃貸・販売用物件として空き家を改修されたい所有者の方

以下の経費を合計した額（上限130万円）

- ①居住部分の改修費等 8/10（上限120万円）
- ②住宅の荷物整理10/10（上限10万円）

企画振興課



移住支援補助金

移住者の方（Uターン、Iターン、婚姻も含む）

以下の経費の合計した額（上限5万円～15万円）

- ①空家等を借りる場合の書類作成費用
- ②引越しに要する費用

農林課



「町産材の家」推進事業補助金

町産の乾燥材を使用した木造住宅を建築される方
① 高知県の「こうち木の住まいづくり助成事業」に該当する新築

町内業者 200万円＋商品券30万円

町外業者 150万円＋商品券30万円

②それ以外の新築、増改築

町内業者 10万円／m³（上限75万円）

町外業者 6.7万円／m³（上限50万円）

総務課

空家対策総合支援事業費補助金



特定空家と認定された空家の所有者（所有者が死亡の場合は法定相続人）

空家の除却工事に要する費用
（対象:税抜金額）

4/5（上限100万円）

※ただし、家財道具、機械、車両の処分等は除く。

総務課

住宅耐震改修費等補助金



昭和56年5月31日以前に建築された住宅を耐震改修される方

- ①耐震診断
木造（自己負担なし／棟）
- ②耐震設計（上限356,000円／棟）
- ③耐震改修（上限1,650,000円／棟）

町民課

浄化槽設置

生活排水による河川の水質汚濁を防止し、生活環境の保全を図るために合併処理浄化槽を設置することに対して補助金を交付します。

区分	人槽区分	限度額
合併処理浄化槽	5人槽	332,000円
	6-7人槽	414,000円
	8-10人槽	548,000円
合併処理浄化槽の設置に伴う単独処理浄化槽の撤去		150,000円
合併処理浄化槽の設置に伴う汲み取り槽の撤去		120,000円